

3.13

公平性 (impartiality)

客観性の実在。

注記 1 客観性とは、利害抵触がないか、又は機関の活動に悪影響を及ぼすことがないように、利害抵触が解決されていることを意味すると理解されている。

注記 2 公平性の要素を伝えるのに有用なその他の用語には、独立性、利害抵触がないこと、偏見がないこと、先入観がないこと、中立、公正、心が広いこと、公明正大、利害との分離、及び均衡がある。

4 一般要求事項

4.1 法的及び契約上の事項

4.1.1 法的責任

認証機関は、その全ての認証活動に法的責任を負うことができる法人又は法人の一部として明確に位置付けられていなければならない。

注記 政府の認証機関は、その政府としての地位によって、法人であるとみなされる。

4.1.2 認証の合意

4.1.2.1 認証機関は、依頼者への認証活動の提供に関し、法的に拘束力のある合意を結ばなければならない。認証の合意は、認証機関及び依頼者が負うべき責任を考慮に入れなければならない。

4.1.2.2 認証機関は、その認証の合意によって、少なくとも次の事項に適合するよう依頼者に要求することを確実にしなければならない。

- a) 認証機関から連絡を受けたときの適切な変更の実施 (7.10 参照) を含めて、依頼者が常に認証要求事項 (3.7 参照) を満たす。
- b) 認証が継続的な生産に適用される場合、認証された製品は、製品要求事項 (3.8 参照) を継続的に満たす。
- c) 依頼者が次の事項に必要な全ての手配を行う。
 - 1) 評価 (3.3参照) 及びサーベイランス (必要な場合。) の実施。これには、文書及び記録の調査、並びに関連する機器・設備、場所、区域、要員及び依頼者の下請負業者へのアクセスを含む。
 - 2) 苦情の調査
 - 3) 該当する場合、オブザーバの参加
- d) 依頼者が、認証範囲 (3.10 参照) と整合した、認証に関する表明を行う。
- e) 依頼者が、認証機関の評価を損なうような製品認証の使い方をせず、また、誤解を招く又は認証範囲を逸脱すると認証機関が考えるような製品認証に関する表明を行わない。
- f) 認証の一時停止、取消し又は終了の場合、依頼者が、製品認証に言及している全ての宣伝・広告物の使用を中止し、認証スキームの要求に従って処置をとり (例えば、認証文書の返却)、その他の要求された処置をとる。

- g) 認証文書の写しを依頼者が他者に提供する場合、認証文書の全部又は認証スキームに規定されたとおりに複製する。
- h) 依頼者が、文書、パンフレット、宣伝・広告物などの媒体で製品認証について言及する場合、認証機関の要求事項又は認証スキームの規定に従う。
- i) 認証スキームで規定された場合、依頼者が、適合マークの使用及び製品に関する情報についての全ての要求事項に従う。

注記 ISO/IEC 17030, ISO/IEC Guide 23 及び ISO/IEC Guide 27 も参照。

- j) 依頼者が知り得た認証要求事項への適合性に関する全ての苦情の記録を残し、要請に応じて、これらの記録を認証機関が利用できるようにする。また、次の事項を行う。
- 1) 上記の苦情、及び認証要求事項への適合性に影響を与えると判明した製品の不備に関して、適切な処置をとる。
 - 2) とった処置を文書化する。

注記 認証機関による j) の検証について、認証スキームで規定することができる。

- k) 依頼者は、認証要求事項に適合する能力に影響を与える可能性のある変更について、遅滞なく認証機関に通知する。

注記 変更の例には、次の事項を含む。

- 法律上、商業上、組織上の地位又は所有権
- 組織及び経営層（例えば、主要な管理層、意思決定又は専門業務に携わる要員）
- 製品又は生産方法に対する変更
- 連絡先及び生産する事業所
- 品質マネジメントシステムの重大な変更

4.1.3 ライセンス、認証書及び適合マークの使用

4.1.3.1 認証機関は、ライセンス、認証書、適合マーク及び製品が認証されていることを示すその他のメカニズムの、所有権、使用及び表示を、認証スキームの規定に従って管理しなければならない。

注記 1 認証機関から認められた認証書及びマークの使用に関する指針は、ISO/IEC Guide 23 に記載されている。

注記 2 ISO/IEC 17030 は、第三者マークの使用に関する要求事項について規定している。

4.1.3.2 認証スキームについての不適切な言及、又はライセンス、認証書、マーク若しくは製品が認証されていることを示すその他のメカニズムの誤解を招く使用が、文書その他の広報資料で見つかった場合、認証機関は、適切な処置をとらなければならない。

注記 このような処置は、ISO/IEC Guide 27 に記載されており、是正処置、認証の取消し、違反の公表、及び必要な場合は、法的手段をとることが含まれる。

4.2 公平性のマネジメント

4.2.1 認証活動は、公平に行われなければならない。

4.2.2 認証機関は、その認証活動の公平性に責任を負い、公平性を損なう商業的、財務的又はその他の圧力を容認してはならない。